

プロジェクト ASAF 対応

項目 IASB 情報要請「第 3 次アジェンダ協議」の概要

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は 2021 年 3 月に情報要請「第 3 次アジェンダ協議」（以下「本情報要請」という。）¹を公表した。コメント期限は本年 9 月 27 日である²。
2. 当委員会では、本情報要請についてコメントを提出する予定であり、企業会計基準委員会での議論に先立ち、コメントの内容について ASAF 対応専門委員会において審議することを予定している。また、本情報要請は、将来の ASAF 会議の議題となることが想定される³。
3. 本資料は、本情報要請の概要を紹介している。本日は、本情報要請について全体像を紹介した後、他の関係者から提案される頻度が高い財務報告上の問題（付録 B）についても紹介する。

第 3 次アジェンダ協議の目的及び背景

目的

4. IASB は、その活動と作業計画についての公開協議（アジェンダ協議）を 5 年ごとに実施している。本情報要請では、第 3 次アジェンダ協議（以下「本アジェンダ

¹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://cdn.ifrs.org/-/media/project/third-agenda-consultation/rfi-third-agenda-consultation-2021.pdf>

² 2021 年 11 月の第 26 回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）より前に、国際サステナビリティ報告基準審議会の設立について最終決定を行う計画（本資料第 6 項参照）と併せて、IFRS 財団評議員会が 2021 年 3 月 8 日にその後実施予定であることを発表した、定款変更の提案に関する 90 日間の協議への関係者の意見、並びに IFRS 財団の次のステップが一層明確となる時間を与える可能性等を踏まえて、2021 年 3 月の IASB ボード会議でコメント期間を当初予定の 120 日から 180 日に延長する決定が行われた。

³ 2021 年 3 月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議では、次回（2021 年 6 月）の ASAF 会議の議題の候補として、第 3 次アジェンダ協議が挙げられていた。これは、本情報要請のコメント期間を 120 日とした場合、コメント期限が 2021 年 7 月末になることを想定したものであった。しかし、本情報要請のコメント期間が 120 日から 180 日に延長された（脚注 2 参照）ため、変更される可能性がある。

協議」という。)の目的について、以下について意見を集めることであるとしている。

- (1) IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- (2) 作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準
- (3) IASB の作業計画において優先順位を与えることが考えられる新たな財務報告上の論点

背景

(本情報要請へのコメントの有用性)

5. 本情報要請に対する回答は、2022 年から 2026 年の作業計画における IASB の活動及び新規プロジェクトの優先順位を決定する際の IASB の思考を形成する助けとなる。本情報要請では、今回のアジェンダ協議は、現在の IASB の業務内の活動（すなわち、営利企業の財務諸表及び経営者による説明）に焦点を当てているとしている。

(組織及び有効性についての別個のレビュー)

6. IFRS 財団の評議員会（以下「評議員会」という。）は、IFRS 財団の将来の戦略を組織及び有効性についての 5 年ごとのレビューを通じて評価している。当該レビューの一環として、評議員会は、サステナビリティ報告基準を設定するための新たな審議会を設立すべきかどうかを検討している。評議員会は最終的な決定を 2021 年 11 月の国連 COP26 会議の前に行う意向であるとしている。
7. 本アジェンダ協議は、IASB の現在の業務範囲における各活動の優先順位に関するものであるため、現在の IASB の業務の範囲に関連する問題を除いては、サステナビリティ報告に関する問題についてのフィードバックは求めているとしている。
8. なお、IASB に適用がある範囲で、本資料第 6 項の IFRS 財団の戦略のレビューに関しての評議員会の決定は、本アジェンダ協議において考慮されるとしている。例えば、IASB の業務と新しいサステナビリティ基準審議会との間の相互作用を支援するための IASB の対応能力に対する必要性を識別する場合には、2022 年から 2026 年の IASB の優先事項を最終確定するにあたり考慮されるとしている。

(本情報要請の構成)

9. 本情報要請では、以下について概要を説明している。

- (1) IASB の活動
 - (2) 作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準
 - (3) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点
10. 本情報要請へのコメントの助けとなる追加の情報は、以下のとおりである。
- (1) 付録 A (2021 年 3 月時点の IASB の作業計画の要約)
 - (2) 付録 B (提案されることの多い財務報告上の論点)
 - (3) 付録 C (IASB に提案されたその他の財務報告上の論点)

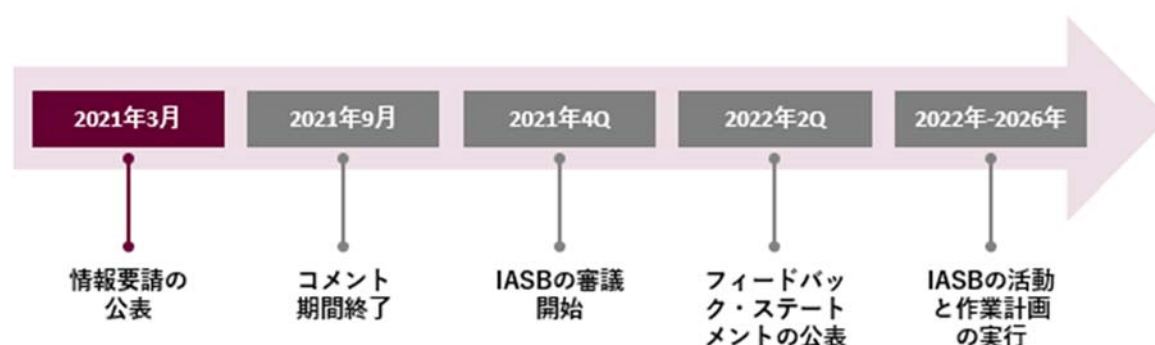
(コメント提出者への質問)

11. IASB は、本情報要請において各事項について議論している。しかし、2022 年から 2026 年の活動及び作業計画についての見解についての見解に至っていない。
12. IASB は、本情報要請におけるすべての事項についてコメントを求めている。全部の質問に回答する必要はなく、本アジェンダ協議に関連する他の事項についてのコメントは推奨されるとしている。

(今後の予定)

13. IASB は、本情報要請に対するフィードバックの議論を 2021 年の第 4 四半期に開催する公開会議において開始する予定である。2022 年の第 2 四半期に、当該フィードバック並びに 2022 年から 2026 年の活動及び作業計画を要約したフィードバック・ステートメントを公表する予定としている。

図表 1 本プロジェクトのタイムライン (本情報要請 図 2)



本情報要請の概要

IASB の活動の戦略的方向性及びバランス

(IASB の主要な活動)

14. IASB の主要な活動は次のとおりであるとしている。

- (1) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発
- (2) IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援
- (3) IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理
- (4) IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援
- (5) 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善
- (6) 利害関係者との対話

(IASB の活動の全体的なバランス)

15. 本情報要請では、IASB の主要な活動の全体的なバランスについてのフィードバックを求めている、すなわち、IASB が各活動の現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきかである。フィードバックの提供に役立てるため、図表 2 には次の内容が記載されている。

- (1) 主要な活動の要約(当該活動に対する IASB の現在の焦点レベルの指標を含む)。焦点レベルは、過去 3 年間に主要な活動に配分されたリソースの見積りを使用して決定されている。
- (2) 主要な活動に対する焦点レベルを増大させる場合に、IASB が何を行うことができると考えているのかの記述。この記述は例示であり、網羅的なリストではないとされる。ある活動に対する焦点レベルを増大させることは、IASB が列挙された作業のすべてを遂行することを必ずしも意味するものではないとしている。

16. IASB は、現在のリソースの水準は、2022 年から 2026 年にかけて、基本的には変わらないであろうと考えている。IASB の考えでは、現在のリソースの水準は適切であり、財務報告の適時な改善を提供するのに十分である。IASB がリソースを大幅に増やし、活動を拡大した場合、利害関係者には IASB との対話、提案に対するフィードバックの提供、あるいはそのような提案から生じる変更の適用のための対応能力が十分でない可能性があるとしている。

17. したがって、ある活動へのリソースの配分を増加させることは、他の活動に利用

可能なリソースが減ることを意味するとしている。例えば、IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用を支援する活動に配分するリソースを増加させると、IASB が手掛けることのできる新たなリサーチ及び基準設定プロジェクト数の減少につながる可能性がある。

18. IASB の主な活動は次のとおりであるとしている。

図表 2 IASB の主要な活動（本情報要請 表 1）

(1) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発	
目的： 論点をリサーチし、適切な場合、大規模な新規の財務報告の要求事項を開発する 現在の焦点レベル： 40%から 45%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
IASB は、新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正をリサーチ及び基準設定のプロジェクトを通じて開発している（現在のプロジェクトは付録 A を参照）。 IASB は、新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正についての適用後レビューも行っている。適用後レビューの目的は、新基準書又は基準書の大規模修正が投資者、企業及び監査人に与える影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に、評価することである。IASB は、所要の適用後レビューを、(a) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の分類及び測定 of 要求事項、並びに (b) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）について開始している。2022 年から 2026 年の間に、IASB は、IFRS 第 9 号の減損及びヘッジ会計の要求事項、並びに IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）及び IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の要求事項について所要の適用後レビューを実施する	IASB は、財務報告上の論点を扱うための新規プロジェクトに取り組むことが考えられる（本資料第 24 項から 28 項参照）。

(1) 新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正の開発	
目的： 論点をリサーチし、適切な場合、大規模な新規の財務報告の要求事項を開発する 現在の焦点レベル： 40%から 45%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
つもりである。	

(2) IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用	
目的： 利害関係者が財務報告上の要求事項要件について共通の理解を得ることに役立つ 現在の焦点レベル： 15%から 20%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）とともに、IASB は、高品質のグローバル基準の単一セットとしての IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用の支援を次のことによって行っている。 - IFRS 基準の一貫した適用のモニタリング - IFRS 基準の狭い範囲の修正及び解釈指針の開発 - IFRS 基準の適用の一貫性を改善するアジェンダ決定の公表 - 新 IFRS 基準の導入を支援するための移行リソースグループの使用 - ウェビナー、ウェブキャスト及び記事などの教育用資料の提供 - IFRS 基準の一貫した適用を支援する役割における規制当局及び各国基準設定主体の支援	幅広い影響のある適用上の疑問への対処の文脈の中で、また、IFRS 基準の一貫した適用の支援における IASB の基準設定主体としての役割を考慮して、IASB が次のことを行うことが考えられる。 - 投資者、企業、監査人、規制当局等とさらに協力して、IFRS 基準の適用における課題を識別する。 - 以下によって、上記の適用上の課題に対処する。 - IFRS 基準の一貫した適用のためのより多くの支援を、IFRS-IC が公表するアジェンダ決定や IFRS 基準の狭い範囲の修正及び解釈指針を通じて提供する。 - IFRS 基準の適用に関するより多くの教育的資料及び取組みを提供して、企業、監査人、規制当局及び各国基準設定主体による当該基準の高品質の一貫した適用を支援する。そうした資料及び取組みは、新興経済圏、IFRS 基準を最近採用した法域又は IFRS 基準の採用を計画している法域を支援するための対応能力を構築する取組みの強化に関連す

(2) IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用	
目的： 利害関係者が財務報告上の要求事項要件について共通の理解を得ることに役立てる 現在の焦点レベル： 15%から 20%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
	る可能性がある。

(3) IFRS for SMEs 基準	
目的： 公的な説明責任を有さない企業（SMEs）に合わせた財務報告の要求事項を提供する 現在の焦点レベル： 5%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
SME 適用グループ（SMEIG）とともに、IASB は以下を実施している。 - IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理を、前回のレビューによる修正の発効日の2年後に基準の包括的レビューに着手することによって行っている。そうしたレビューは、IFRS for SMEs 基準における要求事項の修正となる場合がある。 - 教育的資料を公表している。IFRS for SMEs 基準に関する適用上の疑問に回答する SMEIG Q&A や、基準の理解及び使用を支援するための基準の各セクションについてのモジュール（説明、自己評価テスト及びケーススタディ付き）などである。	IASB が次のことを行うことが考えられる。 - 監査人、各国基準設定主体及び規制当局と、IFRS for SMEs 基準の一貫した適用を支援するために協力する。 - IFRS for SMEs 基準の理解及び使用を支援するために、より多くの教育的資料及びプログラムを提供する（公的説明責任のない零細企業向けを含む）。 - IFRS for SMEs 基準の国際的な採用を増加させるために、各国基準設定主体及び他の機関とさらに協力する。

(4) デジタル財務報告	
目的： 財務情報のデジタル利用を促進する 現在の焦点レベル： 5%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
IASB は、IFRS タクソノミの開発及び維持管理を行っている。基準（IFRS 基準及び IFRS for SMEs 基準）及び IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（以下「IFRS 実務記述書第 1 号」という。）を適用して作成される	IASB が次のことを行うことが考えられる。 テクノロジーの進歩が投資者の情報利用方法をどのように変化させているのかを検討し、IFRS タクソノミ及び IASB が基準を書く方法にどの程度まで改善

(4) デジタル財務報告	
目的： 財務情報のデジタル利用を促進する 現在の焦点レベル： 5%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
財務報告書の効果的かつ効率的な電子的コミュニケーション及び分析を容易にするものである。これらの活動には、次のことが含まれる。 - IFRS 基準、IFRS for SMEs 基準及び IFRS 実務記述書第 1 号における新規の又は修正された要求事項を反映するための IFRS タクソノミの更新 - IFRS 基準の要求事項に合致した一般的な報告実務を反映するための IFRS タクソノミの更新 - IFRS タクソノミを使用する企業、規制当局等を支援するための教育的資料の公表	が必要となるのかを評価する。 - IFRS タクソノミの国際的な採用を増加させるために、規制当局や他の機関とさらに協力する。この作業は、デジタル財務報告に向けてのトレンドを考えると、財務報告の透明性、説明責任及び効率性を支援することになる。 - 電子データの質及び IFRS タクソノミの適用の一貫性を改善するために、企業、規制当局、監査人、投資者、データ集計業者等とさらに協力する。 - IFRS 基準の理解及び使用を支援するために、さらに多くの教育的資料及びプログラムを提供する。

(5) 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ	
目的： 財務報告上の要求事項の理解可能性及びアクセスのしやすさを改善する 現在の焦点レベル： 5%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
理解可能性	
IASB は、活動に取り組むにあたり、IASB は次のことによって理解可能性に焦点を当てている。 - 不必要な複雑性を低減させ、基準を企業が適用する上で煩雑性がより低くコストがより低くなるようにしつつ、投資者に提供される情報の質を改善する。 - 明瞭な基準書の文案作成。IASB は、編集及び翻訳のチーム並びに外部レビューアの関与を通じてこれを行っている。	IFRS 財団の評判についての 2017 年の調査報告書で、単純で実務的で運用可能な基準に対する利害関係者のニーズが識別された。そうしたニーズに包括的に対応するため、IASB が次のことを行うことが考えられる。 - 財務報告の要求事項を適用するにあたっての不必要な複雑性の可能性のある領域の棚卸表を作成し、それらの領域に改善の余地があるかどうかを評価する。 - それらの領域における基準の理解可能性を次のようなプロジェクトの実施に

(5) 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ	
目的： 財務報告上の要求事項の理解可能性及びアクセスのしやすさを改善する 現在の焦点レベル： 5%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
理解可能性	
スナップショット、プロジェクト・サマリー、フィードバック・ステートメント及び審議会メンバーの記事などの補助的資料の開発。	よって改善する。 ➤ 不必要な複雑性を減らすように既存の要求事項を修正する。 ➤ 基準の文案作成の方法を変更して、基準がより明確に表現され、一貫した用語法と構成が使用されるようにする。このアプローチは、既存の基準書の修正又は新基準書の開発に適用できる。
アクセスのしやすさ	
IASB は、基準及び関連資料にアクセスしやすくすることにも努めている。IASB は、例えば、次の手段でこれを行っている。 - 注釈付き IFRS 基準（注釈及び他の資料への相互参照の付いた IFRS 基準）の刊行 - IFRS-IC のアジェンダ決定の半年ごとの編集版の公表 - IFRS 基準及び他の資料を検索しやすくするツールの提供	IASB は、利害関係者が自分に最も関係のある資料を見つけ、それらの資料が互いにどのように関連しているか理解できるように、テクノロジーやその他のツールを使用することで、アクセスのしやすさをさらに向上させることができる。

(6) 利害関係者との対話	
目的： 高品質の財務報告上の要求事項の開発を支援し、IFRS 基準の受入れを促進するための意見を得る 現在の焦点レベル： 20%から 25%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
IASB は、基準の影響を受ける利害関係者と次のことを通じて対話している。 さまざまな背景及び地域からの利害関	IASB が次のことを行うことが考えられる。 常設の協議グループ、非公式の対話及びイベントを通じて、より広範囲の利害関

(6) 利害関係者との対話	
目的： 高品質の財務報告上の要求事項の開発を支援し、IFRS 基準の受入れを促進するための意見を得る 現在の焦点レベル： 20%から 25%	
IASB が現在していること	IASB がさらに行えることの例
係者との全般的会合及びプロジェクト固有の会合。これらの対話には、IASB の諮問機関及び協議グループとの会合や、外部のイベント及びカンファレンス、プロジェクト・アウトリーチ、IFRS 財団の年次カンファレンス、世界会計基準設定主体会議が含まれる。 - 利害関係者との会合を支援する資料及び IFRS ウェブサイト上の専用の利害関係者向けコンテンツ - 公式の協議文書に対する回答において利害関係者から受け取ったコメントレーター	係者との対話を増加させる。 - コメントレーターのプロセスを補足するアンケート調査など、デジタルに親和的なアプローチをさらに検討し使用することによって、正式の協議における対話を増加させる。 - 投資者にさらに焦点を当てた教育的資料や、IASB の活動全体にわたっての投資者との対話を増加させる取組みを用意する。

(コメント提出者への質問)

質問 1
IASB の主要な活動には次のものが含まれる。 - 新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正の開発正 - IFRS 基準の維持管理及びその一貫した適用の支援 - IFRS for SMEs 基準の開発及び維持管理 - IFRS タクソノミの開発及び維持管理によるデジタル財務報告の支援 - 基準の理解可能性及びアクセスのしやすさの改善 - 利害関係者との対話 第 14 項から第 18 項及び表 1⁴には、IASB の主要な活動の概要及び各活動の現在の焦点レベルを示している。我々の主要な活動の全体的なバランスについてのフィードバックをお

⁴ (事務局注) 本資料上の質問 1 から質問 4 で参照する項番号及び表番号は、本情報要請の原文における項番号及び表番号である。

質問 1
願いたい。 (a) IASB は、主要な各活動について、現在の焦点レベルを増大、不変、減少のいずれとすべきか。賛成又反対の理由は何か。主要な各活動の中で、IASB が増大又は減少させるべき作業の種類を、そうした変更の理由も含めて示すことができる。 (b) IASB は、現在の作業の範囲内で他の活動に取り組むべきか。

IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断基準

(IASB の現在の作業計画)

19. IASB は、既に作業計画にあるプロジェクトが完成に近づいた時点で、新たなプロジェクトを作業計画に追加する。IASB は、次の理由により、現在の作業計画にあるプロジェクトの完成を引き続き優先するつもりであるとしている。
- (1) 利害関係者が以前にこれらのプロジェクトを優先事項として識別している。
 - (2) プロジェクトの優先順位を付け直すと、非効率的な開始や停止につながる可能性がある。
 - (3) 適用後レビューなどの一部のプロジェクトは、IASB のデュー・プロセスによって要求されている。
20. 付録 A は、2021 年 3 月時点での IASB の現在のプロジェクトの要約である。

(作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価する基準)

21. IASB は、作業計画に含める可能性のある潜在的プロジェクトの評価を、主として当該プロジェクトが投資者のニーズを満たすかどうかを評価することによって行いつつ、情報の作成コストを考慮に入れる。図表 3 は、IASB が作業計画に潜在的プロジェクトを追加すべきかどうかを決定する際に現在考慮している判断基準を列挙している。

図表 3 IASB が提案する基準（本情報要請 表 2）

IASB は、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に、7 つの判断基準を考慮する。
① 投資者にとっての当該事項の重要度 ② 企業が財務報告書においてその種類の取引又は活動を報告する方法に欠陥があるかどうか

IASB は、潜在的なプロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に、7つの判断基準を考慮する。

- ③ 当該事項が影響を与える可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他の法域よりも一般性が高いかどうかを含む）
- ④ 当該事項がどのくらい普及しているか又は企業にとってどのくらい重大か
- ⑤ その潜在的なプロジェクトと作業計画上の他のプロジェクトとの相互関係
- ⑥ その潜在的なプロジェクト及び解決策の複雑性及び実行可能性
- ⑦ その潜在的なプロジェクトを適時に進捗させるための IASB 及び利害関係者の対応能力

22. 作業計画に追加される可能性のある潜在的プロジェクトの優先順位の決定には、判断が必要となる。1つの判断基準の相対的な重要度は、その潜在的プロジェクトをめぐる状況に応じて変化する可能性が高いとしている。

23. 図表 3 の判断基準は、IASB の作業計画に追加すべきプロジェクトの優先順位を決定するための主要な考慮事項であるが、IASB は他の主要な基準設定主体の業務の動向も考慮するとしている。

（コメント提出者への質問）

質問 2

第 21 項は、作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価する際に引き続き使用することを IASB が提案している判断基準を述べている。

- (a) IASB は、使用すべき正しい判断基準を識別したと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) IASB は、他の判断基準を検討すべきか。その場合、どのような追加の判断基準を検討すべきか、また、その理由は何か。

IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

24. 本情報提要請では、2022 年から 2026 年の作業計画に追加する可能性のある財務報告上の論点で、新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正を生じさせるものに関する回答者のフィードバックを求めている。

(潜在的なプロジェクト)

25. 本アジェンダ協議の準備にあたり、IASB は、この情報要請に記載すべき潜在的プロジェクトを識別するために、(主として諮問機関及び常設の協議グループとの)アウトリーチを実施した。潜在的プロジェクトを記載するにあたってのIASBの目的は、より焦点を絞ったフィードバックを求めるために、潜在的プロジェクトで扱うことのできる財務報告上の論点についての共通の理解を提供することである。これらの潜在的プロジェクトについての記載は付録Bに含まれている。付録Cは、少数の利害関係者のみが提案した財務報告上の論点を列挙している。これらの論点はこの情報要請において詳細に記述していない。潜在的プロジェクトのリストは、網羅的とすることを意図しておらず、IASBの作業計画案を示すものではない。IASBが検討すべき他の財務報告上の論点を提案することは歓迎されている。

図表 4 潜在的なプロジェクトで扱われる可能性のある財務報告上の論点 (本情報要請 表 5)

潜在的なプロジェクトの名称	
①借入コスト	⑫法人所得税
②気候関連リスク	⑬インフレーション
③コモディティ取引	⑭無形資産
④暗号通貨及び関連取引	⑮期中財務報告
⑤非継続事業と処分グループ	⑯マイナス金利
⑥割引率	⑰事業セグメント
⑦従業員給付	⑱その他の包括利益
⑧費用－棚卸資産及び売上原価	⑲排出物価格設定メカニズム
⑨外国通貨	⑳個別財務諸表
⑩継続企業	㉑キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
⑪政府補助金	㉒変動対価及び条件付対価

(残存するリサーチ・パイプライン・プロジェクト⁵)

26. 図表 5 は、2015 年アジェンダ協議で生じたリサーチ・パイプライン・プロジェクトのうち残存するものの一覧である。これらのプロジェクトは、付録 B でも記述

⁵ (事務局注) IASB は、2015 年アジェンダ協議で得られたフィードバックを検討して、将来のリサーチ・プロジェクトのリサーチ・パイプラインを新たに設けた。これらのプロジェクトは、直ちには開始しないが、トピックの重要性を考慮して、次回のアジェンダ協議の前(すなわち、2021 年まで)に作業を開始する予定であるとされていた。

されている。IASB は、これらのプロジェクトが依然として優先事項であるかどうかについてのフィードバックを期待している。これらのプロジェクトが開始されなかったのは、次のものを含む他のプロジェクトにリソースを割く必要があったためであるとしている。

- (1) 当初は 2016 年から 2021 年までの作業計画になかった次のプロジェクトなど
 - (i) IFRS 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS 第 17 号」という。)の修正、IBOR 改革と財務報告への影響から生じた修正など、時間的に急を要するプロジェクト
 - (ii) IFRS 実務記述書第 1 号の改訂
- (2) covid-19 (新型コロナウイルス感染症) パンデミックに起因する緊急の論点に対応した IFRS 第 16 号の修正
- (3) 他の主要プロジェクトの勢いの維持

図表 5 リサーチ・パイプライン・プロジェクト (本情報要請 表 3)

リサーチ・パイプライン・プロジェクト
① 非継続事業及び処分グループ (IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」(以下「IFRS 第 5 号」という。)の適用後レビュー)
② インフレーション (高インフレ: IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」(以下「IAS 第 29 号」という。)の範囲)
③ 排出物価格設定メカニズム
④ 変動対価及び条件付対価

(対応能力の目安)

27. IASB が財務報告上の論点を 2022 年から 2026 年の作業計画に追加する対応能力に関する情報は、この情報要請に回答するのに役立つ可能性がある。新 IFRS 基準書及び IFRS 基準書の大規模修正に関連する活動に対する現在の焦点レベルが変わらないままである場合 (本資料第 14 項から第 18 項参照)、IASB は、2 つから 3 つの大型プロジェクト、あるいは 4 つから 5 つの中規模プロジェクト、あるいは 7 つから 8 つの小規模プロジェクト (又はそれらに相当する大・中・小規模プロジェクトの組合せ) を、以下のことを行うための対応能力を除いた後に、開始するこ

とができると見込んでいる⁶。

- (1) 付録 A に記載している作業計画にすでにあるプロジェクトを継続する(すべてのリサーチ及び基準設定のプロジェクトが新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正になると仮定して)。IASB が現在のプロジェクトのいずれかの範囲を拡大することを決定する場合(例えば、持分法会計を根本的に見直すようなより幅広い範囲の持分法のリサーチ・プロジェクトや、「開示に関する取組み一的を絞った基準レベルの開示のレビュー」のプロジェクトで検討しテスト中の開示要求の開発及び文案作成に対する新しいアプローチ案を適用した IFRS 基準における開示要求の包括的な見直しに着手することによって)には、作業計画に潜在的な新プロジェクトを追加するために利用可能な対応能力が少なくなるであろう。
 - (2) IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号についての要求されている適用後レビューを実施する。
 - (3) 本アジェンダ協議の後に発生する可能性のあるいくつかの緊急のプロジェクトに取り組む(例えば、要求されている適用後レビューからの考え得る後続プロジェクトが優先事項と判断される場合)。
28. 付録 B に記載している財務報告上の論点に焦点を当てたプロジェクトは、規模がまちまちである可能性がある。フィードバックを提供するのに役立てるため、付録 B に記載している各プロジェクトのうち新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正を生じさせるものには、その規模の見積りを記載している。

(コメント提出者への質問)

質問 3
第 24 項から第 28 項では、IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の概要を示している。 (a) 付録 B に記載した潜在的プロジェクトのそれぞれについて、IASB が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力(第 27 項から第 28 項参照)を考慮して、どのような優先順位(高・中・低)を与えるか。意見がない場合には、そう述べること。回答者の優先順位付けを説明する情報及びその優先順位付けが潜在的プロジェクトの全部を指すのか一部の側面のみを指すのかを示されたい。IASB は、優先度が高い又は低いと回答者がランク付けしている潜在的プロジェクトについて

⁶ 新しいサステナビリティ基準審議会に関連した対応能力に関する情報については、本資料第 6 項から第 8 項参照。

質問 3

ての説明に特に関心がある。

- (b) IASB は、付録 B に記載していない何らかの財務報告上の論点を 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきか。IASB が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力（第 27 項から第 28 項参照）を考慮した上で、回答者が必要と考える論点をいくつでも提案することができる。IASB がフィードバックを検討するのに役立てるため、可能な場合には、次の点を説明されたい。

(i) その論点の性質

(ii) その論点が重要であるとする理由

質問 4

IASB の活動と作業計画についての他に何かコメントがあるか。付録 A は IASB の現在の作業計画の要約を示している。

ディスカッション・ポイント

本情報要請の全体像、及び付録 B に挙げられている、他の関係者から提案される頻度が高い財務報告上の問題について、ご質問や意見があればいただきたい。

以 上

付録 A－2021 年 3 月時点の IASB の作業計画

1. 本付録は、2021 年 3 月現在の IASB の作業計画にある活動中のプロジェクトを要約している。作業計画には次のものが含まれている。
 - (1) 新 IFRS 基準書又は IFRS 基準書の大規模修正を生じさせる可能性のあるプロジェクトであり、これらは、以下のとおりである。
 - ① 解決すべき問題点に関する証拠を収集し、IASB が基準設定又は維持管理のプロジェクトを開始する前に実行可能な解決策を発見できるかどうかを評価するリサーチ・プロジェクト
 - ② 新 IFRS 基準書を開発するか又は既存の基準書を大きく修正する基準設定プロジェクト
 - (2) IFRS 基準の維持管理及び一貫した適用に関するプロジェクト。これらのプロジェクトは、IFRS 基準に関する適用上の疑問点に対処する。そうしたプロジェクトは、IASB 又は IFRS-IC による IFRS 基準の狭い範囲の修正及び解釈指針の開発を伴う。
2. 本資料第 19 項で述べたように、IASB は今後も作業計画上のプロジェクトの完了を引き続き優先するつもりである。

図表 6 2021 年 3 月時点の作業計画上のプロジェクト（本情報要請 表 4）

プロジェクト	説明
リサーチ・プロジェクト	
共通支配下の企業結合	共通支配下の企業結合とは、同一グループ内の会社に関わる合併及び買収である。どの IFRS 基準も、移転対象事業を受け取る企業（移転先企業）が当該結合をどのように会計処理するのかを定めていない。このガイダンスの欠如により実務の不統一が生じている。さらに、企業はこれらの結合について不十分な情報しか提供していない。このプロジェクトの目的は、共通支配下の企業結合における移転先企業による報告の比較可能性及び透明性を改善する要求事項を IASB が開発できるかどうかを検討することである。 IASB は、予備的見解を示したディスカッション・ペーパーを 2020 年 11 月に 2021 年 9 月 1 日をコメント期限として公表した。

プロジェクト	説明
動的リスク管理	多くの企業が、外国為替レート、金利又は商品価格の変動などの財務リスクに対するエクスポージャーを管理するためにヘッジを使用している。しかし、企業はそれらのリスクを「動的に」管理する。例えば、ヘッジされるポジションは、新たな金融資産及び負債が追加され、他のものが時とともに満期となるため、頻繁に変化する。企業はリスク管理を財務諸表に適切に反映するのに苦労する場合があるため、投資者はヘッジが企業の財政状態及び将来キャッシュ・フローに与える影響を容易には理解できない。このプロジェクトの目的は、投資者が銀行の金利リスクの動的管理を理解し当該活動の有効性を評価することを可能にするアプローチを IASB が開発できるかどうかを検討することである。 IASB は、コアとなる会計モデルを開発し、これをどのように進めるのか決定する前に利害関係者と議論している。
持分法	IFRS 基準は、投資先に対する重要な影響力、又は共同支配企業に対する共同支配を有している投資者に、持分法を適用することを要求している。利害関係者は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に示されている持分法を投資者の財務諸表において適用するにあたっての問題点を報告した。このプロジェクトの目的は、これらの適用上の疑問点に IAS 第 28 号の諸原則を識別し説明することによって対処できるかどうかを評価することである。 IASB は、持分法に関するアウトリーチを、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）の適用後レビューと同時に実施している。
採掘活動	採掘活動は、鉱物、石油及びガスなどの天然資源の探査、評価、開発及び生産で構成される。企業はこれらの活動に関連した資源及び支出を報告するためにさまざまな会計モデルを使用している。暫定基準である IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」（以下「IFRS 第 6 号」という。）は、IFRS 基準を採用している企業に対し、IASB が採掘活動に従事する企業の会計実務をレビューするまで、探査及び評価の支出についての従前の会計方針を引き続き適用することを認めてい

プロジェクト	説明
	る。このプロジェクトの目的は、IFRS 第 6 号の修正又は置換えを行うべきかどうか及びそうしたプロジェクトの範囲を IASB が決定するための証拠を集めることである。
のれん及び減損	IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの一環として、利害関係者は取得の会計処理に関して懸念を示した。これには、投資者が取得及びその後の業績に関して不十分な情報しか受け取っていないことが含まれる。このプロジェクトの目的は、それらの企業が行う取得に関して企業が投資者に提供する情報を、合理的なコストで改善することである。この目的を達成するため、IASB は、取得の業績に関して企業が提供する開示に改善を加えることができるかどうか及び企業が取得後にのれんを会計処理する方法を変更すべきかどうか（のれんの償却を再導入すべきかどうかを含む）を検討している。 IASB は、予備的見解を示したディスカッション・ペーパーを 2020 年 3 月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。
資産のリターンに応じて決まる年金給付	本プロジェクトの目的は、定義された資産プールのリターンに応じて変動する年金給付の最終的なコストを、IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）を適用して、企業がどのように会計処理するのかについての的を絞った修正を実行可能な形で開発できるかどうかを検討することである。
IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号、及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー	IASB が IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号を開発したのは、連結のための単一の基礎及び当該基礎を適用する企業が支配を判定するための堅牢な要求事項を提供し、共同支配の取決めの会計処理を改善し、連結及び非連結の組成された企業についての拡充した開示要求を提供するためである。この適用後レビューの目的は、これらの基準が投資者、企業及び監査人に与えている影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に評価することである。 IASB は、2020 年 12 月に情報要請を公表し、コメント期限を 2021 年 5 月 10 日としている。
IFRS 第 9 号の適用後レビュー	IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）は、

プロジェクト	説明
-分類及び測定	金融資産、金融負債及び一部の非金融商品項目の売買契約の分類及び測定に関する要求事項を含んでいる。IFRS 第9号を開発した際に、IASBはプロジェクトを3つのフェーズ（分類及び測定、減損、ヘッジ会計）に分割した。IASBは、当該基準書の適用後レビューもフェーズに分割し、分類及び測定の要求事項のレビューから開始することも決定した。この適用後レビューの目的は、IFRS 第9号のこの側面が投資者、企業及び監査人に与えている影響を、当該要求事項が一定期間にわたり広く適用された後に評価することである。
IFRS for SMEs 基準の第2次包括的レビュー	IASBは、IFRS for SMEs 基準の定期的な包括的レビューを実施している。最初の手順として、IASBは2020年1月に情報要請を公表した。IFRS for SMEs 基準をIFRS 基準と一致させることが、IFRS for SMEs 基準を適用する企業の過大なコストを生じさせずに、投資者に便益を与えるのかどうか及びどのように便益を与えるのかについて意見を求めるためである。 IASBは当該文書に対するフィードバックを検討している。IASBがIFRS for SMEs 基準の考えられる修正を識別するとした場合、基準の変更案に対してコメントを求める公開草案を公表することになる。
基準設定プロジェクト	
開示に関する取組み-SMEs である子会社	親会社が連結財務諸表の作成に当たってIFRS 基準を適用する場合、その子会社も、親会社に連結目的で報告する際にIFRS 基準を適用する。しかし、子会社自身の財務諸表については、それらの子会社は、公的説明責任のある企業のために設計されているIFRS 基準における開示要求のすべてを適用することをコストがかかると考える場合がある。このプロジェクトの目的は、公的説明責任を有さない子会社が開示要求を削減してIFRS 基準を適用することを認めるIFRS 基準書を開発するかどうかである。 IASBは公開草案を2021年第3四半期に公表する予定である。
開示に関する取組み-的を絞った基準レベルの開示のレビュー	利害関係者が、財務諸表において提供される開示の有用性に関する懸念を示した。このプロジェクトの目的は、IASBがIFRS 基準における開示要求の開発及び文案作成を行う方法を改善することによって、投資者にとっての開示の有用性を

プロジェクト	説明
	改善することである。IASB は、自らが将来において開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するためのガイダンス案（アプローチ案）を開発し、当該アプローチを IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）及び IAS 第 19 号の開示セクションに適用することによってテストしている。IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号についてテストした後、IASB は、当該アプローチ案を将来の基準設定活動（すなわち、他の IFRS 基準書の開示セクションを修正する活動又は新たな IFRS 基準書のための開示セクションを開発する活動）に使用すべきかどうか、及びどのように使用すべきかを決定する。 IASB は、公開草案を 2021 年 3 月に公表し、コメント期限を 2021 年 10 月 21 日としている。
資本の特徴を有する金融商品	IAS 第 32 号「金融商品：表示」（以下「IAS 第 32 号」という。）は、分類の要求事項に関して必ずしも明確な論拠を示しておらず、一部の複雑な金融商品を金融負債又は資本のいずれに分類すべきかを決定する際の困難を生じさせている。これらの困難は実務の不統一を生じさせている。このプロジェクトの目的は、IAS 第 32 号における基礎となる原則のいくつかを明確化し、当該原則の一貫した適用を容易にするための適用指針を追加することによって、それらの困難に対処することである。IASB は、金融商品が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を投資者が理解するのに役立てるために、追加的な表示及び開示の要求事項を開発すべきかどうかを検討している。
経営者による説明	IASB が IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（以下「IFRS 実務記述書第 1 号」という。）を 2010 年に公表して以降、記述的な報告が進化している。無形の資源、環境、社会及びガバナンスの事項、並びに企業の長期的な見通しに影響を与える事項に関する情報に対する需要が増大している。このプロジェクトの目的は、投資者の情報ニーズをよりよく満たす経営者による説明を企業が作成するのに役立つように、実務記述書を改訂することである。実務記述書は原則ベースのままとし、企業がそうした投資者の情報ニーズの一部を他の機関が公表している業界固有又はトピック固有のガイド

プロジェクト	説明
	ンスを適用することによって満たせるようにする。 IASB は公開草案を 2021 年 4 月に公表する予定である。
基本財務諸表	投資者が業績報告の比較可能性及び透明性に関する懸念を示した。このプロジェクトの目的は、情報が財務諸表において伝達される方法を、純損益計算書に含まれる情報に焦点を当てて改善することである。IASB は次のことを企業に要求する提案を開発した。純損益計算書に新たな定義された小計を表示し、情報をより適切な方法で分解し、一部の経営者業績指標に関する情報を開示することを企業に要求するものである。 IASB は公開草案を 2019 年 12 月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。
料金規制対象活動	一部の企業は、企業がある期間において供給する財又はサービスに対して権利を得る報酬の金額を決定する料金規制の対象となっている。そうした料金規制は、当該報酬の一部が、企業が当該財又はサービスを供給する期間とは異なる期間において、顧客に請求される規制料金に含められ、したがって収益に含められる場合に、時点差異を生じさせる場合がある。このプロジェクトの目的は、そうした時点差異が企業の財政状態及び財務業績に与える影響に関する情報を企業が提供するための要求事項を開発することである。当該情報は、企業が現在 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び他の IFRS 基準書を適用して提供している情報を補完し、当該企業の収益と費用との間の関係のより明確で完全な像を投資者に提供することになる。 IASB は公開草案を 2021 年 1 月に公表し、コメント期限を 2021 年 7 月 30 日としている。
維持管理プロジェクト	
返還の利用可能性	本プロジェクトの目的は、受託者など他の者が企業の確定給付制度に関する特定の決定を行う権利を有している場合に、返還の形で利用可能な経済的便益を企業がどのように決定するのかを明確化することである。 IASB は 2015 年 6 月に、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」（以下

プロジェクト	説明
	「IFRIC 第 14 号」という。)を修正する提案を示した公開草案を公表した。IASB は、IFRIC 第 14 号の当該修正案を最終確定しないことを決定し、この事項を扱うための新たな提案を開発すべきかどうかを検討している。
単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金	このプロジェクトの目的は、IAS 第 12 号「法人所得税」の要求事項を修正して、リースや廃棄義務などの取引（すなわち、企業が資産と負債の両方を認識する取引）に係る繰延税金を企業がどのように会計処理するのかを明確化することである。 IASB は最終的な修正を 2021 年 5 月に公表する予定である。
交換可能性の欠如	IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」は、交換可能性が一時的に欠如している場合に外貨建取引の報告に使用すべき為替レートを定めている。しかし、交換可能性が欠如している他の状況において使用すべき為替レートについての具体的な要求事項はなく、これにより報告実務の不統一が生じている。このプロジェクトの目的は、ある通貨が交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合、使用すべき為替レートを企業が決定するための要求事項を定めることである。 IASB は公開草案を 2021 年 4 月に公表する予定である。
セール・アンド・リースバックにおけるリース負債	セール・アンド・リースバック取引は、企業が資産を売却して同一資産を新しい所有者からリースバックする場合に生じる IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）は、当該取引が生じた時点でのセール・アンド・リースバック取引の会計処理に関する要求事項を含んでいるが、当該基準はその日より後に報告を行う際のリース負債の測定方法を定めていない。このプロジェクトの目的は、IFRS 第 16 号のセール・アンド・リースバックの要求事項を、資産を売却してリースバックする企業に対して取引日とその後の両方において明確性を高めることによって、改善することである。 IASB は公開草案を 2020 年 11 月に公表し、当該文書に対するフィードバックを検討している。
引当金一時的を絞った改善	本プロジェクトの目的は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）に対する 3 つの

審議事項(2)

プロジェクト	説明
	的を絞った改善の提案を開発することである。これらの改善は、IAS 第 37 号における負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」と一致させ、どのコストを引当金の測定に含めるべきかを明確化し、企業が使用する割引率に当該企業自身の信用リスクを反映させるべきかどうかを定めることになる。

以 上

付録 B－提案されることの多い財務報告上の論点

1. 本付録は、本情報要請の作成のために行われたアウトリーチで IASB に提案された財務報告上の論点を説明している。

借入コスト（①）

2. 一部の利害関係者は、IAS 第 23 号「借入コスト」の適用に関しての問題点を認識している。これらの利害関係者は次のように述べた。
 - (1) 借入コストの定義が陳腐化していて不完全である可能性がある。例えば、リース負債に係る利息費用は明示的に記述されているが、借入コストと考えられる可能性のある他のコストは明記されていない。利害関係者はまた、外貨建の借入から生じるどの為替差額を資産化される借入コストに含めるべきかが分からないとも述べた。
 - (2) IAS 第 23 号の第 5 項の適格資産の定義は制限的すぎる可能性がある。例えば、2019 年 3 月に公表されたアジェンダ決定で議論されているように、顧客への販売用に財を建設するために生じた借入コストを除外している点である。
 - (3) 適格資産の資金が一般借入金のパールで賄われている場合に当該基準書の適用にあたって困難が生じる可能性がある。資産化に適格となる借入コストの金額及び適切な資産化率を決定することが困難である可能性があるからである。
 - (4) 親会社から借入している子会社が資産化した借入コストは、連結上は消去を要求される。そうした借入コストの消去は作成者にコストがかかる可能性がある。
 - (5) 借入コストの資産化は、企業が資産の建設資金を賄うのが余剰資金なのか借入資金なのかによって異なる金額で測定される結果となる。そうした差異は企業間の比較可能性を低下させる可能性がある。

（プロジェクトの規模の目安）

3. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。
 - (1) IAS 第 23 号の諸側面を改善、明確化又は単純化するのを絞ったプロジェクト（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）
 - (2) IAS 第 23 号の包括的な見直し（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

気候関連リスク (②)

4. IFRS 財団の評議員会（以下「評議員会」という。）は、サステナビリティ報告基準を設定するための新たな審議会を設置するかどうかを検討している。評議員会によるサステナビリティ報告の検討は、本アジェンダ協議の範囲外である。
5. しかし、この情報要請を作成するためのアウトリーチの間に、投資者は、現在のIASB の業務の範囲に含まれるプロジェクトとなる可能性のある気候関連リスクに関する情報についてコメントした。これらの投資者は次のように述べた。
 - (1) 投資者は、気候関連リスクが財務諸表において報告される資産及び負債の帳簿価額に与える影響に関するより良い定性的情報及び定量的情報を必要としている。当該開示及び情報は、比較可能で一貫したものとすべきである。
 - (2) 気候関連リスクは、遠大な長期的リスクとして認識されていることが多く、将来の見積りを要する財務諸表の領域において十分に考慮されていない場合がある（例えば、資産の減損テストにおいて）。

（プロジェクトの規模の目安）

6. 提起された懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。
 - (1) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 125 項における見積りの不確実性の発生要因に関する情報の開示のための閾値を引き下げる。IAS 第 1 号の第 125 項は、将来に関して企業が行っている仮定及び当報告期間の末日現在の見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額の重要性がある修正を生じさせる重要なリスクのあるものに関する情報を開示することを企業に要求している。見積りの不確実性の発生要因に関する情報の開示のための閾値の引下げ（「翌事業年度」への言及の削除など）は、気候関連リスクに関して企業が現在開示しているよりも多くの情報の開示をもたらし、投資者に利用可能な情報を改善する可能性がある。そうした変更は、IFRS 基準の要求事項に対して気候関連リスクのみを超えた広範な影響を与えることになる（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (2) 資産の減損テストを行う際に使用価値を測定するにあたり使用すべきキャッシュ・フロー予測についての IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の要求事項を拡張する。IAS 第 36 号の第 33 項(b)は、キャッシュ・フロー予測は、より長い期間を正当化できる場合を除き、最大 5 年の期間を対象とすることを要求している。この要求は、使用価値の測定に対する重要性がある長期的な気候関連の影響の考慮を制限するものと誤って解釈される可能性がある（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

- (3) (1)と(2)のプロジェクトを結合して単一のプロジェクトとすることを検討する(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (4) さまざまな種類の排出物価格設定メカニズムについての会計処理の要求事項を開発する(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)(本付録資料第44項及び第45項参照)。

コモディティ取引(③)

7. 一部の利害関係者は次のように述べた。

- (1) IFRS 基準は、一部の種類のコモディティ取引(例えば、2017年3月に公表されたアジェンダ決定で議論されたコモディティ・ローンである)についての具体的な要求事項が欠けているか又は限定的でしかない。
- (2) コモディティに関わる取引に具体的に当てはまる基準書がないため、企業は当該取引についての会計方針を策定するにあたり、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第10項及び第11項を適用している。これらの方針は、時には企業の異なる状況を反映して、企業間で異なっている。例えば、金地金に関わるコモディティ・ローン取引を会計処理するため、企業は次のものに基づいて会計方針を策定してきた。
 - ① IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」という。)の要求事項
 - ② IAS 第2号「棚卸資産」及びIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第15号」という。)の要求事項
 - ③ 資産及び負債を認識すべきかどうかを決定するために、「財務報告に関する概念フレームワーク」(概念フレームワーク)

(プロジェクト規模の目安)

8. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。

- (1) コモディティに関わる取引の最も一般的な種類のいくつか(例えば、コモディティ・ローン)についての要求事項を開発する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (2) コモディティ取引についてのより幅広いプロジェクトに取り組む(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (3) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲(一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む)を扱うための基準書を開発する。このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

暗号通貨及び関連取引(④)

9. 多くの利害関係者は、次のような懸念を示した。

- (1) IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)によって暗号通貨について要求される会計処理は、有用な情報を提供しない可能性がある。暗号通貨の経済的特性は、無形資産ではなく現金又は他の金融商品に類似しているからである。
- (2) 暗号通貨は公正価値で測定すべきであるが、IAS 第 38 号は、活発な市場における公正価値測定のみを認めており、公正価値の変動はその他の包括利益に認識され、その後のリサイクリングは行われない。
- (3) アジェンダ決定は範囲が狭すぎる可能性がある。一部の利害関係者は、IASB が教育用資料を開発するか又は IFRS 基準書を修正して、暗号資産の直接的保有について他の関連取引(例えば、暗号資産の間接的保有又はイニシャル・コイン・オファリング)とともに具体的な要求事項を提供することを提案した。

(プロジェクト規模の目安)

10. これらの懸念に対処するために、IASB は次のことができる。

- (1) 維持管理及び一貫した適用の一環として、教育用資料を開発する。
- (2) IAS 第 38 号の的を絞った修正を行う。
 - ① 暗号通貨の公正価値に関する IAS 第 38 号の追加的な開示要求を開発する(小規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
 - ② より多くの無形資産(暗号通貨を含む)を公正価値で測定することを認め、公正価値の変動を純損益計算書に認識することが一部の状況において適切かどうかを検討する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (3) 金融商品に関する基準書の範囲を暗号通貨を含めるように修正することを検討する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (4) 投資目的のみで保有される金融商品以外の有形又は無形の資産の一定範囲(一部の暗号通貨、コモディティ及び排出枠を含む)を扱うための基準書を開発する。このプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

非継続事業及び処分グループ(⑤)

11. IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」(以下「IFRS 第 5 号」という。)に関して、一部の利害関係者は次のように述べた。

(1) IFRS 第 5 号が次のものに適用されるかが分からない。

- ① 特定の種類の計画されている支配喪失事象（売却又は分配を通じた支配の喪失を除く）－例えば、親会社が保有している株式の希薄化による子会社に対する支配の喪失
- ② 主として、又は全体が金融商品で構成されている処分グループ
- ③ 規制上の承認を必要とする一部の売却

(2) 測定 of 要求事項の中にわからないものがある（次のものを含む）。

- ① IFRS 第 5 号の第 15 項（処分グループについての測定 of 要求事項を示している）及び IFRS 第 5 号の第 23 項（処分グループについて認識した減損損失を当該処分グループの中の非流動資産に配分することを要求している）
- ② 過去に処分グループの中ののれんに配分した減損損失を戻し入れることができるかどうか（IFRS 第 5 号の第 22 項）

(3) 表示 of 要求事項の中にわからないものがある（次のものを含む）。

- ① 継続事業と非継続事業との間でのグループ内取引の表示方法
- ② 子会社と他の非流動資産とで構成されている処分グループが、売却目的保有に分類されなくなる場合に、IFRS 第 5 号の第 28 項における表示 of 要求事項の適用方法
- ③ 「非継続事業」の定義における「独立 of 主要な事業分野又は営業地域」という概念の適用方法（IFRS 第 5 号の第 32 項参照）

(4) 処分グループ又は非継続事業を基本財務諸表において単一の科目で表示することは、有用な情報を提供しない可能性がある。投資者は、基本財務諸表におけるより詳細な情報及びより良い開示を 必要としていると述べた。

12. これらの懸念の多くは 2015 年アジェンダ協議で指摘されており、その時点では、IASB は IFRS 第 5 号の適用後レビューがそれらに対処するための最も有効な方法であろうと判断した。しかし、IASB はまだ当該プロジェクトを開始していない。

（プロジェクト規模の目安）

13. これらの懸念に対処するために、IASB が次のいずれかを行うことが考えられる。

- (1) 単一の科目の表示を再検討し、より効果的な開示を開発する（中規模プロジェクトになる可能性が高い）。
- (2) すべての懸念に対処するための包括的レビューに取り組む（中規模プロジェクト

トとなる可能性が高い)。

割引率(⑥)

14. 長年にわたり開発された IFRS 基準は、さまざまなインプットを現在価値に反映することを要求してきた。IFRS 基準が要求しているインプットがまちまちであることは、認められるか又は要求される割引率もまちまちであることを意味する。過去のアジェンダ協議及びその後に受け取ったコメントは、利害関係者がこれらの割引率がまちまちである理由を理解できないことが多いことを示唆している。
15. IASB は、IFRS 基準における割引率に関するリサーチを実施し、割引率の要求事項の変型のいくつかは、測定基礎が IFRS 基準書ごとに異なっているために生じていることを発見した(例えば、歴史的原価、公正価値、使用価値)。その他の変型は、IFRS 基準がさまざまな時期に開発され、異なる領域に焦点を当てていたことにより生じている。IASB は、各プロジェクトについて生じているいくつかの差異を解決すべきかどうか及び解決の方法を検討するにあたり、割引率のリサーチの発見事項を使用している。例えば、ディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」において、IASB は、税引後の割引率及び税引後のキャッシュ・フローを使用して使用価値を見積ることを認めることを提案した。

(プロジェクト規模の目安)

16. すべての IFRS 基準の要求事項を再検討し、適切な場合には、現在価値測定技法の変型をなくすプロジェクトは、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

従業員給付(⑦)

17. 一部の利害関係者は、従業員給付の会計処理に関して懸念を示した。これらの利害関係者は次のように述べた。
 - (1) IAS 第 19 号「従業員給付」(以下「IAS 第 19 号」という。)の第 83 項を、優良社債の厚みのある市場がない場合に退職後給付債務を割り引くために使用する率を決定するために、どのように適用するのが分からない。そうした債券の厚みのある市場がない場合、IAS 第 19 号は、その代わりに国債の市場利回りを使用することを企業に要求している。
 - (2) IAS 第 19 号の要求事項は、退職後給付制度(例えば、年金制度)のうち確定拠出制度と確定給付制度の両方の特徴を有するもの(ハイブリッド型年金制度)に有効に対処していない。一部の利害関係者は、そうした制度がいくつかの法域において一般的となっており、会計上の要求事項がそうした制度の分類及び測定の多様性を削減する必要があると述べた。

(プロジェクトの規模の目安)

18. これらの懸念に対処するために、IASB が次のいずれかを行うことが考えられる。
- (1) 優良社債の厚みのある市場がない場合に企業が使用する割引率についての IAS 第 19 号の要求事項を見直す（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (2) ハイブリッド型年金制度の要求事項の開発（大規模プロジェクトになる可能性が高い）。
 - (3) IAS 第 19 号の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトになる可能性が高い）。

費用－棚卸資産及び売上原価（⑧）

19. いくつかの基準設定主体は、IFRS 第 15 号の導入後に、IASB が売上総利益の他方の構成要素（すなわち、売上原価（販売した商品の原価及びサービス提供の原価を含む））についての要求事項の開発を検討すべきであると述べた。これらの利害関係者は、この潜在的プロジェクトの一部として、IASB が棚卸資産の会計処理の改善を図り、要求事項がないか又は不十分であると考えている領域（以下を含む）についての会計処理の要求事項の開発を検討すべきであると述べた。
- (1) 変動対価の認識
 - (2) 売上原価（販売した商品の原価及びサービス提供の原価を含む）の認識の時期
 - (3) 重大な金融要素の存在
 - (4) 機能別の科目（売上原価を含む）の定義
 - (5) コストの資産化（業界固有のコストの資産化の要求事項を含む）
 - (6) 棚卸資産の減損
20. これらの利害関係者は、そうしたプロジェクトは業界間の実務を調和化させ、売上原価の構成要素についての共通の理解を提供するであろうと述べた。しかし、他の利害関係者は、そうしたプロジェクトの実行可能性及び新しい要求事項を適用するために必要となるコストを便益が正当化するかどうかを疑問視した。

(プロジェクト規模の目安)

21. これらの懸念に対処するため、IASB は、棚卸資産と売上原価の会計処理の包括的見直しに取り組むことが考えられる（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

外国通貨 (⑨)

22. 数名の利害関係者が、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」(以下「IAS 第 21 号」という。)の要求事項の見直しを要望し、IASB が次のことを検討することを提案した。

- (1) 企業の機能通貨を決定するための諸要因の見直し
- (2) IAS 第 21 号の範囲に含まれる為替デリバティブの会計処理の明確化
- (3) 外貨建の長期債務及び長期債権の会計処理の要求事項が、当該通貨の変動性が高く取引に厚みがない場合に、適切かどうかの決定
- (4) 外国為替レート変動の財務諸表上の影響に関しての拡充した開示の開発

(プロジェクトの規模の目安)

23. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。

- (1) IAS 第 21 号の諸側面を改善するための的を絞ったプロジェクト (中規模プロジェクトとなる可能性が高い)
- (2) IAS 第 21 号の包括的な見直し (大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。

継続企業 (⑩)

24. 財務諸表は継続企業的前提で作成すべきである。ただし、経営者が当該企業の清算若しくは営業停止を意図している場合、又はそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除く。経済状況が不利である場合又は企業が財務的困難にある場合には、投資者は経営者の継続企業の評価を理解したいと考える。一部の利害関係者は次のように述べた。

- (1) 経営者がどのようにして作成についての継続企業的前提を 評価すべきかに関する現在の要求事項は不十分である。一部の利害関係者は、要求事項をより規範的にすることで、適用及び執行が改善される可能性があると提案した。
- (2) 継続企業に関しての経営者の開示が、不適切である場合、決まり文句である場合、適時に提供されていない場合がある。
- (3) IFRS 基準は、継続企業的前提が不適切である場合に財務諸表を作成すべき基礎に関しては触れていない。

(プロジェクト規模の目安)

25. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。

審議事項(2)

- (1) 継続企業の前提による作成が適切かどうかを経営者がどのように評価すべきかに関する拡充した要求事項を開発する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (2) 継続企業の前提に関する拡充した具体的な開示要求を開発する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (3) 企業がもはや継続企業ではない場合に適用される会計処理の基礎を定めるための要求事項を開発する(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (4) 単一のプロジェクトで問題点にまとめて対処する(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。

政府補助金 (⑪)

26. 一部の利害関係者(大部分は基準設定主体)が、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」(以下「IAS 第 20 号」という。)の次のことについての諸側面を疑問視した。

- (1) 政府補助金の純損益計算書における認識規準(政府補助金による収益の認識の時期を含む)
- (2) 非貨幣性資産の形式である特定の種類の政府補助金の認識及び測定の不統一
- (3) 補助金が資産に関連している場合に認められている会計方針の選択
- (4) 補助金が収益に関連している場合に認められている会計方針の選択
- (5) 政府補助金を資産の取得原価から減額すること

(プロジェクトの規模の目安)

27. 指摘されたすべての懸念に対処することを目的とするプロジェクトは、中規模プロジェクトとなる可能性が高い。

法人所得税 (⑫)

28. 一部の利害関係者(大部分は作成者及び投資者)が、企業が IAS 第 12 号「法人所得税」を適用する場合の情報の有用性を疑問視した。これらの利害関係者は次のように述べた。

- (1) IAS 第 12 号はいくつかの例外を含んでおり、原則を損なう可能性がある。
- (2) IAS 第 12 号使用されている繰延税金に対する貸借対照表アプローチは、有用な情報を提供しない可能性があり、繰延税金負債が「概念フレームワーク」に

おける改訂後の負債の定義を満たさない可能性がある。

- (3) IAS 第 12 号には、新たに生じた種類の税金の会計処理方法に関する具体的な要求事項が欠けている。
- (4) IASB は、企業の法人所得税費用及び将来キャッシュ・フローに対する潜在的な影響を投資者がよりよく理解するのに役立てるために開示を拡充すべきである。
- (5) 繰延税金資産の回収可能性の評価に使用する仮定が減損テスト又は継続企業の評価に使用する仮定とどのくらい一致すべきかについて、意見がまちまちである。

(プロジェクトの規模の目安)

- 29. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。
 - (1) 維持管理及び一貫した適用の活動の一部として、教育用資料を開発する。
 - (2) 新たに発生した種類の税金の会計処理の要求事項を開発する(小規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
 - (3) 法人所得税に関する拡充された開示を開発する(中規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
 - (4) 法人所得税の会計処理の包括的な見直しを行う(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。

インフレーション (⑬)

- 30. 一部の利害関係者が、IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」(以下「IAS 第 29 号」という。)に従って作成される情報をより有用にすることができると述べた。具体的には、次のように述べた。
 - (1) IAS 第 29 号の範囲を、高インフレを経験している経済を含めるように拡大すべきである。長期間の高インフレは、財務諸表に含める情報の目的適合性に影響を与える可能性があるからである。
 - (2) IAS 第 29 号は一般物価指数に依拠しており、これは信頼性がない場合や利用可能ではない場合がある。
 - (3) 超インフレ環境における在外営業活動体の修正再表示した財務諸表は、理解することが困難である。

(プロジェクト規模の目安)

31. これらの懸念に対処するために、IASB が次のことを行うことが考えられる。

- (1) IAS 第 29 号の他の要求事項を修正せずに、IAS 第 29 号の範囲を高インフレに晒されている経済を含めるように拡大できるかどうかを評価する(小規模プロジェクトとなる可能性が高い)。
- (2) IAS 第 29 号の包括的な見直しを行う(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。

無形資産 (⑭)

32. 多くの利害関係者が、IAS 第 38 号「無形資産」(以下「IAS 第 38 号」という。)は多様な取引及び資産を対象としており、その多くは当該基準書の開発時には想定されていなかったと指摘した。これらの利害関係者は次のように述べた。

- (1) IAS 第 38 号は一部の新しい種類の取引及び資産に関して有用な情報を提供しない可能性がある。投資目的で保有されるか又は売買される無形資産、例えば、B14 項から B16 項で議論した暗号通貨や B68 項から B71 項で議論する排出権などである。利害関係者は、IAS 第 38 号の範囲には、他の IFRS 基準書の範囲の中で扱う方が適切であろう資産が含まれていると述べた。
- (2) IAS 第 38 号は、どのような場合に自己創設無形資産を認識できるのか及びどのような場合に無形資産の公正価値での事後測定が認められるのかに関して制限的すぎる可能性がある。
- (3) 自己創設無形資産と取得の一部として認識した一部の無形資産との取扱いの相違により、内生的に成長している企業と取得を通じて成長している企業との間の比較がより困難になっている。しかし、一部の利害関係者は、より多くの自己創設無形資産を認識することは運用上の困難及び測定に関する不確実性を生じさせると述べた。彼らは、当該情報の報告による便益は、そうした情報の提供に伴う主観性及び提供のために生じるコストを正当化しない可能性がある」と述べた。
- (4) 資産として認識されない無形の資源に対する支出に関する開示が、有用な情報を不十分にしか提供していない場合がある。

(プロジェクト規模の目安)

33. 指摘された懸念に対処するために、IASB が次のいずれかを行うことが考えられる。

- (1) 資産として認識されていない無形項目に関する改善した開示を要求する(中規

模プロジェクトとなる可能性が高い)。

- (2) 一部の無形資産（特に投資目的で保有されているもの）の公正価値に関する開示を要求する（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (3) 無形資産の定義を含めて、当該基準書の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

期中財務報告（⑮）

34. 一部の利害関係者は次のように述べた。

- (1) IAS 第 34 号「期中財務報告」（以下「IAS 第 34 号」という。）は、期中報告期間についての資産、負債、収益及び費用の認識に関する原則は年次財務諸表における原則と同じであると述べている。しかし、IAS 第 34 号は、報告の頻度が企業の年次の成果の測定に影響を与えるべきではないとも述べている。この目的を達成するためには、期中報告の目的での測定は年度通算のベースで行うことが必要となる。これらの要求事項は他の基準書における要求事項との緊張関係を生じさせてきた。例えば、利害関係者は、確定給付制度の確定給付制度債務を各期中報告日に再測定することが要求されるのかが分からない。
- (2) 期中財務報告書は、直近の完全な 1 組の年次財務諸表に関するアップデートを提供することを意図している。しかし、利害関係者は、新基準書又は大規模修正の適用初年度の期中財務諸表において、どのような経過の開示が要求されるのかが分からないと述べた。
- (3) IAS 第 34 号は、期中財務諸表において、直近の事業年度末以降の企業の財政状態の変動及び業績についての理解にとって重大な事象及び取引の説明を提供することを企業に要求している。しかし、一部の利害関係者は、企業が開示する情報は、例えば、covid-19 パンデミックによって生じた、困難が多く非常に不確実な経済環境において、不十分である場合があると述べた。

（プロジェクト規模の目安）

35. これらの懸念に対処するために、IASB が次のいずれかを行うことが考えられる。

- (1) 直近の完全な 1 組の年次財務諸表に関するアップデートを提供するための拡充した開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (2) 新基準書又は大規模修正の適用初年度の期中財務諸表において、どのような経過の開示が要求されるのかを明確化する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

- (3) 期中の会計処理の論点を、IAS 第 34 号に依拠するのではなく、新 IFRS 基準書又は大規模修正を開発する際にそれぞれで扱う(すべてのプロジェクトに対しての一連の小規模又は中規模の追加となる可能性が高い)。
- (4) 指摘されたすべての論点に対処するために IAS 第 34 号の要求事項を見直す(大規模プロジェクトとなる可能性が高い)。

マイナス金利 (16)

- 36. 一部の利害関係者は、将来キャッシュ・フローをマイナス金利で割り引くと、彼らの意見では企業の業績を忠実に表現しない可能性のある、理解が困難な結果が生じると述べた。それらの利害関係者は、資産又は負債をマイナス金利で割り引くと、現在価値が、当該資産について受け取る金額又は当該負債を決済するために要する金額よりも大きくなると指摘した。利害関係者は、マイナス金利についての具体的な要求事項の欠如に関して懸念を示した。

(プロジェクトの規模の目安)

- 37. マイナス金利の具体的な会計処理の要求事項を開発するためのプロジェクトは、中規模プロジェクトとなる可能性が高い。

事業セグメント (17)

- 38. 一部の投資者は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用して開示される情報に関して懸念を示した。それらの投資者は次のように述べた。
 - (1) 潜在的プロジェクトは、事業セグメントを報告セグメントに集約するための規準の改善を検討すべきである。投資者は、経営者の判断への依拠により分解が不十分となっていると指摘した。
 - (2) 報告セグメントの内訳の反復的な変更は、報告企業の期間ごとの比較可能性に影響を与える。
 - (3) IASB はセグメント別の追加的な科目の開示を要求すべきである。こうした科目には、収益、資産、資本、資本的支出、企業結合、売却目的で保有する非流動資産及び非継続企業を含めることが考えられる。こうした追加的な開示は、当該情報が最高経営意思決定者に定期的に報告されているかどうかに関係なく要求すべきである。
 - (4) IASB は、基本的分析を可能にするためのセグメント別の主要な業績指標(例えば、粗利益、回転率及び利益率)の最小限のセットの開示に関する要求事項を開発すべきである。

(プロジェクトの規模の目安)

39. 投資者からのインプットは、セグメント集約規準の的を絞った改善及び開示の拡充が、より意思決定に有用な情報を投資者に提供する可能性があることを示唆している（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

その他の包括利益（⑩）

40. 一部の利害関係者は、その他の包括利益の使用及びリサイクリングは IFRS 基準において不整合に見えるという懸念を指摘した。いくつかの IFRS 基準書がリサイクリングを要求している。例えば、

(1) IAS 第 21 号は、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた利得又は損失のリサイクリングを要求している。

(2) IFRS 第 9 号の 4.1.2A 項は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得及び損失のリサイクリングを要求している。

41. 他の IFRS 基準では、リサイクリングを禁止している。例えば、

(1) IAS 第 16 号「有形固定資産」又は IAS 第 38 号における再評価モデルを適用する場合、再評価剰余金のリサイクリングは禁止されている。

(2) IAS 第 19 号は、確定給付制度から生じた数理計算上の差異のリサイクリングを禁止している。

(3) IFRS 第 9 号の 5.7.5 項は、その他の包括利益を通じて公正価値に測定するものに指定した資本性金融商品に対する投資からの利得及び損失のリサイクリングを禁止している。

(4) IFRS 第 9 号の 5.7.7 項(a)は、企業自身の信用リスクに起因する金融負債の公正価値の変動のリサイクリングを禁止している。

42. 一部の利害関係者は、すべての IFRS 基準書について「概念フレームワーク」に示された原則との整合性をレビューすべきであり、当該レビューには、その後にリサイクルされない収益及び費用に関する要求事項の再検討も含めるべきであると提案した。IASB は、IFRS 第 9 号における分類及び測定の適用後レビューを実施中であり、これは（とりわけ）、一部の持分投資についてその他の包括利益に表示される公正価値変動の取扱いに関しての意見を集めることになる。

(プロジェクト規模の目安)

43. 「概念フレームワーク」における収益及び費用のその他の包括利益への分類（及びリサイクリング）の原則の IFRS 基準書への適用及び当該 IFRS 基準書の要求事

項を修正すべきかどうかの検討は、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

排出物価格設定メカニズム (⑱)

44. 温室効果ガスの産出の削減を促すため、各政府が排出物価格設定メカニズム（例えば、排出権取引スキーム）を開発している。一部の利害関係者（投資者を含む）は、こうしたメカニズムについて IFRS 基準における会計処理の要求事項がないため、それらが企業に与える影響の報告において実務の不統一が生じていると述べた。

(プロジェクトの規模の目安)

45. IASB は、過去のプロジェクトにおいて排出物価格設定メカニズムについてリサーチしており、過去の議論を再開することができる。IASB は、すべての種類の排出物価格設定メカニズムを扱うのか、その一部（排出権取引スキームなど）のみを扱うのかを決定することが必要となる。IASB は、過去の議論の後に開発された他のスキームや、売買業者及びスキーム管理者による会計処理を何らかのプロジェクトの範囲に含めるべきかどうかを検討することも必要となる可能性がある。したがって、さまざまな種類の排出物価格設定メカニズムについての会計処理の要求事項の開発は、大規模プロジェクトとなる可能性が高い。

個別財務諸表 (㉑)

46. 一部の利害関係者からは、IASB が次のことを行うべきであると述べた。

- (1) 個別財務諸表における特定の取引への IFRS 基準の適用を明確化又は変更する。
- (2) 個別財務諸表における開示要求を追加する（例えば、配当可能利益及びグループ内の保証に関して）。

(プロジェクトの規模の目安)

47. 一般目的財務諸表の文脈でこれらの懸念に対処するため、IASB が次のことを行うことが考えられる。
- (1) 個別財務諸表において、より多くの開示要求を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (2) 具体的な適用上の疑問点のいくつかに個々に対処する（一連の小規模プロジェクト又は中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (3) IAS 第 27 号の包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項 (21)

48. 多くの利害関係者（その大半は投資者、作成者及び基準設定主体）は、IASB が IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の修正又は置換えを行うプロジェクトに取り組むことを提案した。これらの利害関係者は次のように述べた。

- (1) キャッシュ・フロー計算書から他の基本財務諸表に調整する際に困難がある。特に、財政状態計算書をキャッシュ・フロー計算書と調整する際に困難がある。リース、サプライチェーン・ファイナンス契約（例えば、リバース・ファクタリング）及び営業債権のファクタリングなどの取引から生じる非資金増減の影響があるためである。これらの利害関係者は、企業がこれらの非資金増減をキャッシュ・フロー計算書において表示するか、又はこれらの非資金増減に関するより良い開示を行うかのいずれかを提案した。
- (2) 企業に純債務変動計算書の表示を要求すべきである。
- (3) IASB は、キャッシュ・フローの営業、投資及び財務の各区分への分類を再検討すべきである。
- (4) IASB は、いくつかの一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標（フリー・キャッシュ・フローなど）の定義を標準化すべきである。
- (5) キャッシュ・フロー計算書で表示される一部の情報を分解すべきである（例えば、非継続事業の営業、投資及び財務の各活動に起因する正味キャッシュ・フロー）。
- (6) IASB は、営業費用及び資本的支出（維持管理、成長及び取得の各支出に分解）に関するより良い開示要求を開発すべきである。
- (7) IASB は、キャッシュ・フロー計算書を表示するという要求を金融機関について削除するか、又は金融機関に特有のキャッシュ・フロー計算書を開発するか、のいずれを行うべきである。

(プロジェクトの規模の目安)

49. IAS 第 7 号に関する懸念に対処するため、IASB が次のことを行うことが考えられる。

- (1) 継続的な維持費及び成長のための支出に関してのより効果的な開示を開発する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (2) 金融機関がキャッシュ・フロー計算書を作成するという要求を削除すべきかどうかを検討する（小規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

- (3) IAS 第 7 号の諸側面（非資金増減に関する情報の提供を含む）を改善するための的を絞ったプロジェクトに取り組む（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (4) 金融機関のためのキャッシュ・フロー計算書の開発を図る（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
- (5) IAS 第 7 号を新 IFRS 基準書で置き換える意図で包括的な見直しを行う（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

変動対価及び条件付対価（②）

50. 一部の取引では、支払う対価又は受け取る対価は固定されていないが、取引日後に変動する可能性がある。そうした取引は、一般的に、売手と買手との間でリスク及び便益を共有するために使用される。利害関係者は、そうした取引の会計処理における実務の不統一を報告した。特に、適用される IFRS 基準書が具体的な要求事項を限定的にしか提供していない取引に関してである。

（プロジェクトの規模の目安）

51. これらの懸念に対処するため、IASB が次のいずれかを行うことが考えられる。
- (1) IAS 第 16 号、IAS 第 38 号及び IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」を修正すべきかどうかを検討する。これらの基準書は、変動対価又は条件付対価が頻繁に関わる取引の会計処理について限定的な要求事項しかない（中規模プロジェクトとなる可能性が高い）。
 - (2) すべての IFRS 基準書について変動対価及び条件付対価の報告に対する一貫したアプローチを開発する（大規模プロジェクトとなる可能性が高い）。

以上

付録 C IASB に提案されたその他の財務報告上の論点

1. 本付録は、情報要請を公表する前に実施したアウトリーチにおいて少数の利害関係者が IASB に提案した財務報告上の論点を列挙している。
 - (1) IFRS 基準における原価の定義を一致させる。
 - (2) 所有者としての立場での所有者（政府である所有者を含む）との取引の会計処理を明確化する。
 - (3) IFRS 第 13 号「公正価値測定」を国際評価基準とコンバージェンスする。
 - (4) コストなしで（関連当事者及び第三者から）取得した資産の会計処理の要求事項を開発する。
 - (5) 重要性を決定するにあたり使用したプロセス（適用した定量的閾値を含む）に関する拡充した開示を開発する。
 - (6) 財務比率の標準化した開示（基本財務諸表において表示する科目に基づく分子及び分母とともに）を開発する。
 - (7) 株式に基づく報酬取引で付与した株式を置き換えるために買い戻した株式の会計処理を見直す。
 - (8) IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の要求事項を事業環境の変化及び「財務報告に関する概念フレームワーク」に照らして見直す。
 - (9) IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項を見直す。
 - (10) IAS 第 41 号「農業」の要求事項を、現在の状態では販売できない未成熟な生物資産に焦点を当てて見直す。

以 上